目　　次

議会日誌---------- 1

議長会の動き---------- 4

東京都市議会議長会

各種協議会等の動き---------- 7

関東地区競艇主催地議会協議会

全国高速自動車道市議会協議会

市議会議員共済会

平成２２年度視察受入状況---------- １０

青梅市議会新着図書目録---------- １２

要綱・要領等の制定、改廃の状況---------- １５

制定された要綱・要領---------- ２０

青梅市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則に関する取扱運用基準　　以下２０件

議　　会　　日　　誌

＜２月＞

２日（水）	午前 9:30	長野県千曲市議会議員視察来市［新庁舎建設について］
	午前10:00	厚生委員会
	午前10:00	東京都市議会調査事務研究会［大会議室―局長、調査係長、田口主事］
４日（金）	午前10:00	大阪府箕面市議会議員視察来市［議会改革の取り組みについて］
	午後 2:00	東京都市議会議会報研究会［日本新聞博物館―調査係長、田口主事］
７日（月）	午前10:00	議会運営委員会
	午後 1:00	議会改革推進特別委員会
８日（火）	午前10:00	経済委員会
９日（水）	午前10:00	三重県伊勢市議会議員視察来市［議会改革の取り組みについて］
	午後 2:00	青梅市青少年問題協議会［市役所会議室―ひだ議員］
10日（木）	午後 2:00	東京都市議会議員研修会［府中の森芸術劇場―青木議長、羽村副議長、山﨑(勝)・久保・榎澤・藤野・鴻井・野島・山本・島田・山﨑(王)・下田・浜中・須崎・相川・山井・榎戸議員、局長、庶務係長、森田(京)主事］
14日（月）	午前10:00	議会改革推進特別委員会
	午後 3:00	東京都市議会議長会定例総会［東京自治会館―青木議長、局長］
	午後 3:00	東京都十一市競輪事業組合議会定例会［京王閣競輪場―須崎・井村議員］
16日（水）	午前10:00	西多摩地域広域行政圏協議会審議会［市役所会議室―青木議長、須崎・井村議員］
17日（木）	午前10:00	青梅、羽村地区工業用水道企業団議会定例会［羽村市水道事務所―斉藤・下田・須崎議員］
	午後 1:00	全国高速自動車道市議会協議会理事会・定期総会［都市センターホテル―青木議長、局長］
19日（土）	午後 1:30	青梅マラソン大会開会式
20日（日）		青梅マラソン大会

21日（月）　午前10:00　議会運営委員会
22日（火）　午前10:00　定例記者会見［市役所会議室―青木議長、羽村副議長、局長］
　　午後 1:00　東京たま広域資源循環組合議会ブロック会議・定例会［東京自治会館―山井議員］
24日（木）　午後 1:30　西多摩衛生組合議会定例会・議員全員協議会［西多摩衛生組合―野島・浜中・木下議員］
25日（金）　午前 9:15　議会運営委員会
　　午前10:00　本会議［市議会の改革に関する調査検討の件、委員会所管事務調査報告、市長施政方針演説、議案審議］
　　午後 3:00　庁舎建設特別委員会
28日（月）　午後 1:15　指定管理者監査講評、例月出納検査［市役所会議室―榎戸監査委員］
　　午後 3:00　議会運営委員会

＜３月＞
１日（火）　午前10:00　総務文教委員会
　　午前10:00　経済委員会
　　午前10:00　厚生委員会
２日（水）　午前10:00　建設水道委員会
　　午前10:00　厚生委員会
４日（金）　午前10:00　補正予算審査特別委員会
　　午後 1:00　全員協議会[＜市長提出事項＞…１.新庁舎建設事業完成に伴う式典日程および駐車場等の利用等について、２.青梅市を当事者とした訴訟事件の概況について、３.平成23年度税制改正について、４.国民健康保険税課税限度額の引上げについて、５.全国瞬時警報システムの運用開始について、６.防災行政無線のチャイム放送について、７.ウメ輪紋ウイルス（プラムポックスウイルス）の状況について、８.東京都環境影響評価条例にもとづく評価書案の縦覧について、９.小曾木診療所について、10.青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針の一部改正について、11.多摩川競艇労働組合による不当労働行為救済申立事件について]
　　午後 3:00　土地開発公社評議員会

７日（月）　午前10:00　本会議［一般質問］
８日（火）　午前10:00　本会議［一般質問］
９日（水）　午前10:00　本会議［一般質問］
15日（火）　午前10:00　議会運営委員会
16日（水）　午前10:00　本会議［委員会議案審査報告、議案審議］
　　午前11:15　全員協議会[＜市長提出事項＞…１.東北地方太平洋沖地震に伴う青梅市の対応について]
17日（木）　午前10:00　予算審査特別委員会
18日（金）　午前 9:30　議会運営委員会
　　午前10:00　予算審査特別委員会
　　午前11:27　全員協議会[＜市長提出事項＞…１.東北地方太平洋沖地震に伴う青梅市の対応について]
22日（火）　午前10:00　予算審査特別委員会
23日（水）　午前10:00　予算審査特別委員会
24日（木）　午後 2:00　議会運営委員会
25日（金）　午前10:30　本会議［委員会議案審査報告、議案審議］
29日（火）　午後 1:15　例月出納検査［市役所会議室―榎戸監査委員］
30日（水）　午後 4:00　東京都十一市競輪事業組合議会臨時会［京王閣競輪場―須崎・井村議員］

＜４月＞
７日（木）　午後 2:00　東京都市議会事務局長連絡会議［立川市役所―局長］
11日（月）　午後 3:00　東京都市議会議長会臨時総会［東京自治会館―青木議長、局長］
15日（金）　午前11:00　関東地区競艇主催地議会協議会事務局長会議［みどり市役所―局長］
18日（月）　午後 1:30　議員年金制度に関する研修会［都市センターホテル―森田（京）主事］
27日（水）　午前 9:15　例月出納検査［市役所会議室―榎戸監査委員］
　　午前10:00　東京都市議会議会運営研究会［町田市民フォーラム―内田主査、松岡主任、森田（亜）主事］
29日（金）　午前10:00　青梅市新庁舎建設事業落成式

議　長　会　の　動　き

東京都市議会議長会

２月２日　　調査事務研究会

＊　講演　「今後の地方議会の課題と議会事務局のミッション」
　　講師　法政大学教授　廣瀬　克哉　氏

２月４日　　議会報研究会

＊　日本新聞博物館　ニュースパーク見学、新聞教室参加

２月10日　　議員研修会

＊　演題　「自治体の代表は議会―その役割を果たすには」
　　講師　自治体議会政策学会会長　竹下　譲　氏

２月14日　　定例総会

＊　報告事項（了承）
　　会務報告　以下14件

＊　協議事項
　１　各市提出議案について（なし）
　２　関東市議会議長会第77回定期総会に係る都県提出議案について（取り下げ）
　３　平成23年度全国市議会議長会及び関東市議会議長会役員等の推薦について
　　（原案どおり決定）
　４　議員年金について（原案どおり決定）

＊　その他
　１　平成22年度東京都市議会議長会関係役員
　２　東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿
　３　その他

４月７日　　事務局長連絡会議

＊　報告事項（了承）
　　会務報告　以下６件

＊　協議事項（了承）

1　各市提出議案について

2　平成22年度東京都市議会議長会歳入歳出決算の認定について

3　東京都市議会議長会臨時総会の運営について

＊　その他

参考資料について

(1) 平成23年度東京都市議会議長会関係役員

(2) 平成23年度東京都市議会議長会事業計画

(3) 平成23年度東京都市議会議長会歳入歳出予算

(4) 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿

(5) 平成23年度東京都市議会議長会事業日程

(6) 東京都市議会議長会会則・諸規程

4月11日　　臨時総会

＊　報告事項（了承）

会務報告　以下10件

＊　協議事項

1　各市提出議案について（なし）

2　平成22年度東京都市議会議長会歳入歳出決算の認定について(原案どおり認定)

歳　入　　予算額　1834万3000円　　決算額　1898万1892円

歳　出　　予算額　1834万3000円　　決算額　1631万8240円

差引残額　　266万3652円(翌年度へ繰越)

＊　その他

1　参考資料について

(1) 平成23年度東京都市議会議長会関係役員

(2) 平成23年度東京都市議会議長会事業計画

(3) 平成23年度東京都市議会議長会歳入歳出予算

(4) 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿

(5) 平成23年度東京都市議会議長会事業日程

(6) 東京都市議会議長会会則・諸規程

2　その他

４月27日　　議会運営研究会

＊　平成23年度東京都市議会議会運営研究会事業計画（案）について

＊　事例研究

　１　研究課題

　２　情報交換

＊　研究結果発表

＊　第16回東京都市議会議会運営研究会について

各 種 協 議 会 等 の 動 き

関東地区競艇主催地議会協議会

４月15日　　事務局長会議

＊　報告事項（了承）

　会務報告について　以下２件

＊　協議事項（了承）

　平成23年度歳入歳出予算（案）について

＊　その他

　１　役員会及び研修視察決算報告について

　２　平成22年度運営及び行事予定について

全国高速自動車道市議会協議会

２月17日　　理事会・定期総会

○理事会

＊　事務報告（了承）

＊　協議（了承）

　１　平成23年度運動方針（案）について

　２　平成23年度会議・運動日程（案）について

　３　平成23年度本協議会予算（案）について

　４　決議（案）について

　５　第37回定期総会の運営について

○定期総会

＊　報告事項（了承）

　事務報告　以下２件

＊　協議

　１　平成21年度本協議会会計決算について（原案どおり認定）

　　歳　入　　予算額　694万1000円　　決算額　751万9064円

　　歳　出　　予算額　694万1000円　　決算額　612万8354円

　　差引残額　　139万 710円（翌年度へ繰越）

２　平成23年度運動方針（案）について（原案どおり決定）

高速自動車国道は、地域の交流や観光に加え、広域救急医療及び災害時の緊急輸送などに資する極めて重要な社会基盤であるとともに、物流の迅速化によって地域の経済活性化へ大きな効果が見込め、地域間の格差是正のためにも、その一日も早い整備完了が待たれる。

しかしながら、高規格幹線道路網14,000㎞の供用率は未だ７割に過ぎず、現下の経済情勢及び公共事業政策を取り巻く情況と相まって、特に地方圏における高速道路建設の更なる遅れが懸念される。

高速道路はミッシングリンク（未開通区間）が解消され、ネットワーク化が図られてこそ、その効果を最大限に発揮するものである。

よって、下記の運動目標及び運動方法により、その実現を図ることとする。

記

１　運動目標

(1) 高規格幹線道路網 14,000 ㎞の早期形成とその財源の確保

(2) 地方の実情・ニーズを十分に把握した、ミッシングリンクの整備促進

(3) スマートインターチェンジの整備促進等、高速道路の利便性向上や高速道路の交通渋滞・防災・安全対策等の推進

(4) 高速道路と一体となって高速交通体系を成す、地域高規格道路の整備推進

２　運動方法

運動目標達成のため、正副会長・監事・相談役会議及び理事会を適宜開催し、政府、関係省庁、関係国会議員等に対し、全国高速道路建設協議会（会長：横内正明山梨県知事）など関係団体との連携のもと強力に実行運動を展開する。

３　平成23年度会議・運動日程（案）について（原案どおり決定）

４　平成23年度本協議会予算（案）について（原案どおり決定）

歳入、歳出ともに 690万1000円

＊　決議

高速自動車国道は、流通や観光などの経済効果によって各地方が個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するための重要な社会基盤であるとともに、広域救急医療及び災害時の緊急輸送などに資する「命の道」である。

しかしながら、高規格幹線道路網の供用率は未だ七割に過ぎず、現下の経済情勢及び公共事業政策を取り巻く情況と相まって、地方圏の高速道路建設は更なる遅れが懸念される。

また、高速道路はミッシングリンク（未開通区間）が解消されてこそ、その効果を最大限に発揮するものである。既存の高速道路の有効的な活用を促すためにも、

高速道路ネットワークの早期整備を図るとともに、高速道路へのアクセス性を高める地域の高規格道路の整備を急ぐことが喫緊の課題となっており、これらに必要十分な道路整備財源を確保することが重要である。

よって、我々はここに総力を結集し、特に次の事項について実現を期すものである。

記

一、　高速自動車国道を中心とした高規格幹線道路網の整備は国土建設の要であり、その政策の持続可能かつ明確な方向性を示すとともに、恒久財源の確保に万全を期すこと。

一、　高速道路の原則無料化については、受益者負担の原則や財源確保のほか、公共交通体系全体への影響、交通渋滞、環境への負荷などを引き続き総合的に勘案し、慎重に対応すること。

一、　地域の自立支援や観光振興などに資するよう、ミッシングリンク（未開通区間）解消のための必要十分な予算を確保すること。

一、　昨年度、執行停止を受けた新規整備事業と四車線化事業については、所要の財源を確保のうえ早期に着工すること。

一、　高速道路の料金制度については、利用者の混乱と不信を招かないよう、その道筋を早期に示すとともに、国土の均衡ある振興・発展を阻害することがないよう、全国一律の制度とすること。

市議会議員共済会

４月18日　　議員年金制度に関する研修会

＊　説明

１　地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

２　制度見直しに伴う事務手続き

＊　質疑応答

平成２２年度視察受入状況

	受入日	来訪自治体	人員	視察内容・場所
1	5月13日	愛媛県今治市	10	商店街空き店舗活用事業について
2	7月27日	岐阜県関市	14	議場のシステムについて
3	7月28日	東京都羽村市	13	議会関係施設の見学及びインターネット配信について
4	10月12日	東京都町田市	33	議事堂について
5	10月22日	秋田県秋田市	1	庁舎建設における議会機能について
6	10月25日	愛知県半田市	9	議会運営について、議場等視察
7	10月28日	宮崎県都城市	9	商店街空き店舗活用事業について
8	11月19日	愛媛県大洲市	8	議会活性化の取り組みについて （議会改革推進条例等制定への取り組みについて、 開かれた議会への取り組みについて）
9	11月19日	滋賀県長浜市	9	庁舎建設について
10	12月10日	東京都府中市	14	新庁舎見学

11	１月24日	埼玉県飯能市	23	議会改革の取り組みについて、施設見学（議場・庁舎）
12	１月27日	埼玉県松伏町	12	公共建築物保全整備について
13	２月２日	長野県千曲市	10	新庁舎建設について
14	２月４日	大阪府箕面市	9	議会改革の取り組みについて
15	２月８日	三重県伊勢市	11	議会改革の取り組みについて
計		延べ15市町	185	

青梅市議会新着図書目録

分類番号	書　　名	著　者（編 者）	発　行　所	発行年	判　型
213	保存版ふるさと青梅 ―青梅市制施行60周年記念写真集―	―	郷土出版社	23	A4
318	青梅市議会関係例規集	青梅市議会	青梅市議会	23	A5
318	青梅市くらしのガイド 2009-2010	―	青梅市企画部 秘書広報課	21	A4
318	みんなでワッショイまちづくり おうめ協働ナビ 青梅市協働実践マニュアル （市民・行政編）	青梅市市民部 市民活動推進課	青梅市	23	A4
318	平成21年度地方行政改革事例集	―	総務省 自治行政局 行政体制整備室	22	A4
318	住民の声を活かした自治体の経営改革についての調査研究報告書	―	東京市町村 自治調査会	23	A4
318	墓地と市町村との関わりに関する調査研究報告書	―	東京市町村 自治調査会	23	A4
318	多摩地域における庁舎機能等についての調査報告書 ～庁舎に求められる機能を考える～	―	東京市町村 自治調査会	21	A4
318	公共ファシリティマネジメント戦略 ―施設資産の量と質を見直す―	日本ﾌｧｼﾘﾃｨﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ推進協会	ぎょうせい	22	B5
318	政治は誰のためにある！ ―市民の目線に立った理と情の政治理念	加藤浩一	ぎょうせい	23	A5
318	図解 自治体職員のためのトラブル解決事例集	石川公一	ぎょうせい	23	B5
318	新規採用職員に対する職場内研修に関する調査報告書	東京市町村 自治調査会	東京市町村 自治調査会	21	A4
318	統一地方選挙の手引 平成23年	選挙制度研究会	ぎょうせい	23	B6

分類番号	書　　名	著　者（編 者）	発　行　所	発行年	判　型
318	問答式選挙運動早わかり　第4次改訂版	全国町村議会議長会	学陽書房	23	A5
318	法制執務詳解　新版	石毛正純	ぎょうせい	20	A5
334	人口減少期における多摩地域の「縮む」未来図	—	東京市町村自治調査会	23	A4
349	市町村財政力分析指標（平成12年度から平成21年度まで）	—	東京市町村自治調査会	23	A4
349	市町村税政参考資料（平成12年度から平成21年度まで）	東京市町村自治調査会	東京市町村自治調査会	23	A4
359	多摩地域データブック～多摩地域主要統計表～2010（平成22）年版	—	東京市町村自治調査会	23	A4
367	平成22年版　子ども・若者白書	内閣府	中和印刷株式会社	22	A4
369	高齢者の暮らしの手引き（平成21年度版）	青梅市	—	21	A4
369	改訂　民生委員のための地域福祉活動Q&A	小林雅彦 原田正樹	中央法規出版	23	A5
468	多摩の生物多様性シンポジウム　～話そう。100年先の井の頭公園。～　報告書	—	東京市町村自治調査会	23	A4
518	まちづくり政策実現ガイド ―その鉄則とワザ―	今井晴彦ほか	ぎょうせい	22	A5
518	「公園」を舞台とした地域再生～あなたが主役の「好縁」づくり～調査研究発表フォーラム報告書	—	東京市町村自治調査会	22	A4
519	平成21年度　青梅市環境報告書	青梅市環境経済部環境政策課	青梅市環境経済部環境政策課	23	A4
526	青梅市公共建築物保全整備計画	—	青梅市企画部企画調整課	23	A4

分類番号	書　　名	著　者（編 者）	発　行　所	発行年	判　型
662	水産資源の活用及び保護に関する調査報告書	―	東京市町村自治調査会	23	A4
689	宝の原石探し ～住民参加型ワークショップによる地域資源の発掘・再発見の手法～	―	東京市町村自治調査会	21	A4
780	2016年オリンピック・パラリンピック競技大会招致活動報告書	東京オリンピック・パラリンピック招致委員会	東京オリンピック・パラリンピック招致委員会	22	A4
782	第45回記念青梅マラソン大会記録集	―	青梅市・報知新聞社ほか	23	A4
816	記者ハンドブック　第12版 新聞用字用語集	共同通信社	共同通信社	22	A6

要綱・要領等の制定、改廃の状況

＜平成 23 年２月～４月末現在＞

件　　名	区　分	所　　管
青梅市男女平等情報紙編集委員会設置要綱	改　正	企画調整課
青梅市公共建築物保全整備計画策定委員会設置要綱	廃　止	〃
青梅市における平日夜間の一部窓口業務の取扱時間延長に関する取扱要綱	改　正	行政管理課
青梅市有料広告掲載取扱要綱	改　正	〃
青梅市新庁舎建設検討委員会設置要綱	廃　止	企画部主幹 （新庁舎建設担当）
青梅市庁舎管理業務員服務要綱	改　正	庶　務　課
青梅市役所本庁舎消防計画	改　正	〃
青梅市職員の勤勉手当の成績率の運用に関する要綱	改　正	職　員　課
青梅市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則に関する取扱運用基準	制　定	契約管財課
青梅市市税等収納率向上対策委員会設置要綱	廃　止	収　納　課
青梅防火防災協会運営費補助金交付要綱	改　正	防　災　課
青梅市放置自転車等の売却手続等に関する要綱	制　定	生活安全課
青梅交通安全協会事業・支部補助金交付要綱	改　正	〃
青梅ボランティア・市民活動センター運営費補助金交付要綱	改　正	市民活動推進課
青梅市自治会振興交付金交付要綱	改　正	〃
青梅市市民センター運営協議会設置要綱	改　正	〃
青梅市協働事業市民推進委員会設置要綱	改　正	〃
青梅市自治会連合会５０周年記念事業助成金交付要綱	廃　止	〃
青梅市国民健康保険一部負担金の減免および徴収猶予取扱要綱	制　定	保険年金課
青梅市診療報酬明細書等の開示にかかる取扱要領	改　正	〃
青梅市屋内温水プール開放事業実施要綱	改　正	体　育　課
平成２２年度青梅市立第五小学校プール開放事業実施要綱	廃　止	〃

件　　名	区　分	所　　管
第６８回国民体育大会連絡会議設置要綱	改　正	国体推進課（国体準備担当）
（仮称）青梅市環境美化条例検討委員会設置要綱	廃　止	環境政策課
浄化槽清掃経費軽減措置に関する要綱	改　正	ごみ対策課
青梅市資源回収事業協力助成金交付要綱	改　正	〃
リサイクル事業運営要綱	改　正	〃
青梅市し尿処理施設管理運営懇談会設置要綱	改　正	〃
し尿くみ取不可能世帯に対するし尿くみ取器具設置費補助金交付要綱	廃　止	〃
おうめものづくり支援事業補助金交付要綱	改　正	商工観光課
青梅市中小企業小口緊急対策資金融資要綱	改　正	〃
青梅市小口零細企業保証資金融資要綱	改　正	〃
青梅市商店街振興事業補助金交付要綱	改　正	〃
青梅市中小企業振興資金等融資事務処理要領	改　正	〃
おうめものづくり支援事業補助金交付審査会設置要領	改　正	〃
東青梅駅前ビル商店街特別対策資金融資要綱	廃　止	〃
青梅市農林業経営近代化促進事業補助金交付要綱	改　正	農　林　課
青梅市農業振興地域整備促進協議会運営要綱	改　正	〃
青梅市森林整備推進協議会設置要綱	改　正	〃
青梅市担い手育成総合支援協議会設置要綱	改　正	〃
青梅市特別融資制度推進会議設置要綱	改　正	〃
青梅市農産物病害虫防除等事業補助金交付要綱	改　正	〃
青梅市林業担い手育成事業補助金交付要綱	廃　止	〃
青梅市生活保護健康管理支援員設置要綱	制　定	福祉総務課
青梅市受験生チャレンジ支援貸付事業申請手続支援実施要綱	制　定	〃
青梅市生活保護面接相談員設置要綱	改　正	〃
青梅市生活保護高齢者支援員設置要綱	改　正	〃
青梅市生活保護就労支援専門員設置要綱	改　正	〃

件　　名	区　分	所　　管
青梅市被保護者等自立促進事業実施要綱	改　正	福祉総務課
青梅市高齢者等福祉サービス調整チーム設置運営要綱	改　正	〃
高校進学支援プログラム実施要綱	改　正	〃
平成２２年度青梅市生活保護世帯に対する法外援護事業実施要綱	廃　止	〃
社団法人青梅市シルバー人材センター施設整備事業補助金交付要綱	制　定	高齢介護課
青梅市における高齢者の障害者控除対象者認定書交付基準	改　正	〃
青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針	改　正	〃
青梅市地域包括支援センター運営要綱	改　正	〃
青梅市老人ホーム入所判定委員会設置要綱	改　正	〃
青梅市高齢者虐待防止ネットワーク連絡会設置要綱	改　正	〃
平成２２年度青梅市福祉サービス第三者評価受審支援事業補助金交付要綱	廃　止	〃
青梅市施設開設準備経費助成特別対策事業補助金交付要綱	廃　止	〃
青梅市認知症高齢者グループホーム緊急整備支援事業補助金交付要綱	廃　止	〃
青梅市認知症高齢者グループホーム防火対策緊急整備支援事業補助金交付要綱	廃　止	〃
青梅市障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱	制　定	障がい者福祉課
青梅市障害者等コミュニケーション支援事業実施要綱	改　正	〃
青梅市障害者等相談支援事業実施要綱	改　正	〃
青梅市地域福祉推進事業補助金交付要綱	改　正	〃
青梅市心身障害者自動車運転教習事業補助金交付要綱	改　正	〃
青梅市身体障害者用自動車改造費補助金交付要綱	改　正	〃
青梅市重度身体障害者（児）生活実習等事業補助金交付要綱	改　正	〃
青梅市障害者スポーツ大会補助金交付要綱	改　正	〃
青梅市障害者地域自立支援協議会設置要綱	改　正	〃
青梅市障害者等日常生活用具費給付等事業実施要綱	改　正	〃
青梅市障害者等地域活動支援センター事業実施要綱	廃　止	〃
青梅市役所喫茶コーナー運営連絡会運営費補助金交付要綱	廃　止	〃

件　　名	区　分	所　　管
青梅市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出要綱	制　定	健　康　課
青梅市子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業実施要綱	制　定	〃
青梅市健康増進計画推進会議設置要綱	制　定	〃
青梅市食育推進会議設置要綱	制　定	〃
青梅市健康増進計画推進会議公募委員募集要領	制　定	〃
青梅市食育推進会議公募委員募集要領	制　定	〃
青梅市里帰り等妊婦健康診査受診費助成金交付要綱	改　正	〃
青梅市健康増進計画推進会議設置要綱	改　正	〃
青梅市食育推進会議設置要綱	改　正	〃
青梅市認定こども園運営費等補助金交付要綱	改　正	子育て推進課
青梅市保育所運営費等支弁要綱	改　正	〃
青梅市一時預かり事業費補助金交付要綱	改　正	〃
青梅市母子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱	改　正	〃
青梅市母子家庭高等技能訓練促進費等事業実施要綱	改　正	〃
青梅市私立幼稚園心身障害児教育事業費補助金交付要綱	改　正	〃
青梅市私立幼稚園協会補助金交付要綱	改　正	〃
民間保育所事務協会運営費補助金交付要綱	改　正	〃
青梅市認定こども園運営費等補助金交付要綱	改　正	〃
青梅市入院助産施設補助金交付要綱	廃　止	〃
青梅市女性等緊急一時保護事業実施要綱	制　定	子ども家庭支援課
青梅市女性等緊急一時保護施設運営費補助金交付要綱	制　定	〃
青梅市要保護児童対策地域協議会設置要綱	改　正	〃
平成２２年度子どもふれあいフェスタ 2010 事業補助金交付要綱	廃　止	〃
青梅市道路占用料等徴収条例第３条の規定による減免措置の基準	改　正	建設部管理課
青梅市景観まちづくり推進委員会設置要綱	改　正	都市計画課
青梅市木造住宅耐震診断補助金交付要綱	制　定	住　宅　課

件　　名	区　分	所　　管
青梅市木造住宅耐震改修補助金交付要綱	制　定	住　宅　課
青梅市営住宅長寿命化計画策定委員会設置要綱	制　定	〃
青梅市住宅関連資金融資要綱	改　正	〃
青梅市住宅リフォーム資金融資要綱	廃　止	〃
青梅市シビックコア地区整備計画検討委員会設置要綱	改　正	まちづくり推進課
青梅市生け垣設置費補助金交付要綱	改　正	公園緑地課
青梅市自家用小型汚水ポンプ施設設置等補助金交付要綱	改　正	下水業務課
青梅市病院事業管理者の所管にかかる長期継続契約を締結することができる契約を定める規程に関する取扱運用基準	制　定	病院管理課
青梅市教育資料室運営要綱	改　正	指　導　室
青梅市特別支援学級就学指導委員会設置要綱	改　正	〃
青梅市上成木ふれあいセンターおよび北小曽木ふれあいセンターのあり方検討委員会設置要綱	制　定	社会教育課
青梅市生涯学習推進市民会議設置要綱	改　正	〃
青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員会設置要綱	改　正	〃
青梅市青少年ボランティア指導者等賠償責任保険取扱要綱	廃　止	〃
青梅市文化財保存事業費補助金交付要綱	改　正	文　化　課
青梅市無形民俗文化財保存伝承奨励報償金支給要綱	改　正	〃
青梅市美術館美術作品選定会議設置要綱	改　正	〃

制 定 さ れ た 要 綱 ・ 要 領

青梅市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則に関する取扱運用基準

1　趣旨

この運用基準は、青梅市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則（平成２２年規則第３８号。以下「規則」という。）にかかる契約事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2　長期継続契約の対象範囲

(1) 長期継続契約（以下「長期契約」という。）を締結することができる契約の対象範囲は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３および地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１７の規定に該当する契約で、かつ、規則第２条の規定に該当するものとし、長期契約とする決定に当たっては、個々の契約案件ごとに事業内容を精査し、債務負担行為等の予算措置や買入れなどの他の調達方法も検討した上で契約管財課、財政課および担当課により協議し、判断するものとする。この場合において、規則第２条の規定に関する留意事項等は、次表のとおりとする。

該当条項	留意事項等
規則第２条 第１項	対象となる契約は、予定価格（契約期間の総額とする。以下同じ。）が２，０００万円未満の賃貸借契約（以下「リース契約」という。）の案件を対象とし、２，０００万円以上のリース契約の案件については債務負担行為による。 この場合において、リース契約とは、当市のために事業者が新たに物品を購入し、長期にわたって物品を貸し付け、投資額を回収するものをいう。
規則第２条 第２項	対象となる契約は、金額の多寡にかかわらず、次のとおりとし、業務内容により決定するものとする。 ア　毎年４月１日において現に役務の提供を必要とするもので、繰り返し、切れ目なく履行が必要となる案件（開始初年度が年度途中の場合は、翌年度以降、毎年４月１日において現に役務の提供を受ける必要がある案件） イ　契約の相手方が当該業務に習熟していないと適切な行政運営に支障が生じ、市民および施設利用者に不利益を与えるおそれがある案件で、契約の相手方が当該役務の提供のために労働力、人材の確保、教育訓練期間等業務の習熟に一定の期間（１か月以上）を要する案件

	ウ　契約の相手方が調達する当該役務の提供に必要な物品、設備等の初期投資額の回収に複数年度の期間が必要である案件 エ　ア、イ、ウのほか、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ安定的に当該役務の提供を受けることが困難となるおそれがある案件

(2) 長期契約の対象とならない契約は、次表のとおりとする。

長期契約の対象とならない契約	留意事項等
ア　現在、債務負担行為を設定している契約 イ　翌年度以降に、契約内容の変更が明らかに想定されるもの ウ　耐用年数を経過したもの（リース期間満了後の物品の再リース） エ　契約期間内の年額（リース契約の場合は月額・単価契約の場合は単価）が一定でないもの オ　各種システムの開発業務の契約 カ　各種システムの運用保守業務の契約 キ　特命随意契約している案件で、将来にわたり特命随意契約とせざるを得ないもの	【アについて】 ・パソコン等のリース契約は、新規契約から対象となる。 【イについて】 ・翌年度以降の予算案作成に当たって、事業内容または仕様書の見直しにより、当該契約にかかる予算の減額または削除が明らかに想定されるものについては対象とならない。

3　長期契約の契約期間

長期契約の契約期間については、事業継続の目途、競争性の確保、技術革新の状況、経済動向、更なる経費の削減を図ることなどや、より良質なサービスを提供する者と契約を締結することが重要であることから、定期的に契約の相手方を見直す機会を確保するものとし、規則第３条に規定する長期契約の契約期間の範囲内で、個別契約ごとに適切な契約期間を設定するものとする。個別契約ごとの契約期間については、次表のとおりとする。

契約の種別	契約期間
規則第２条第１項に該当する契約	原則５年以内。ただし、５年を超える期間とすることが適当と認められる場合は、その期間とする。 ※リース開始前に物品の納入までに期間を要する場合は、５年を超える期間とすることを適当とする。
規則第２条第２項第１号に該当する契約	原則３年以内。ただし、３年を超える期間とすることが適当と認められる場合は、その期間とする。
規則第２条第２項第２号に該当する契約	原則５年以内。ただし、５年を超える期間とすることが適当と認められる場合は、その期間とする。
規則第２条第２項第３号に該当する契約	原則５年以内。ただし、５年を超える期間とすることが適当と認められる場合は、その期間とする。
規則第２条第２項第４号に該当する契約	原則３年以内。ただし、３年を超える期間とすることが適当と認められる場合は、その期間とする。

4　契約事務

長期契約にかかる契約事務は、単年度契約にかかる当該事務に準じ、適正に処理するものとする。留意事項等については、次表のとおりとする。

項目		留意事項等
契約書関係	契約期間	複数年度にわたる全期間を記載する。
	契約金額	全期間の総額を記載し、物品の賃貸借契約については月額、役務の提供を受ける契約は年額も契約書の中に記載する。
	違約金等	契約期間全体の総額を基準とする。
	予算の減額または削除があった場合の特約条項	長期契約は、当該契約にもとづく当市の債務について翌年度以降の歳出予算が保証されないことから、この点を双方合意しておくために、次のとおり特約条項を記載するものとする。 ア　規則第２条第２号の役務の提供を受ける契約の場合 第〇条　甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額または削除があった場合は、この契約を変更または解除することができる。 イ　規則第２条第１号の物品の賃貸借契約の場合、上記アに第２項として次の条項を加えるものとする。 ２　前項の規定により甲がこの契約を解除し、乙に損失が生じた場合は、乙はその損失の補償を甲に対して請求できるものとする。この場合における補償額は、甲乙協議して定める。
	契約保証金	契約金額を１年間当たりの額に換算した額の１００分の１０以上の額
入札関係	予定価格	契約期間の総額を基準に設定する。
	入札書（見積書）	契約期間の総額での入札とする。
	入札保証金	見積もる契約金額を１年間当たりの額に換算した額の１００分の３以上の額
	その他	長期契約であることを指名通知書の件名欄に明記するとともに、契約書（案）についても提示する。

5　契約締結の請求

長期契約にかかる契約締結の請求の事務は、単年度契約にかかる当該事務に準じ、適正に処理するものとする。留意事項等については、次表のとおりとする。

項目	留意事項等
長期契約の請求	長期契約であることを明記し、当年度予算額および契約期間全体の金額を併記する。
決裁区分の適用	青梅市事案決定規程（昭和４４年訓令第４号。以下「規程」という。）別表第１　共通決定事案　３財務に関する事項　第１８項「請負契約（工事関係を除く。）、物件の買入れその他の契約を依頼すること。」の決定区分と同様とし、金額については、契約期間全体の総額により各決裁区分を適

	用する。また、規程別表第２ 個別決定事案 ８契約関係業務に関する事項第８項「業者指名、契約の締結および契約変更を決定すること。(1)工事もしくは製造その他の請負契約またはその他の契約」の決定区分と同様とし、金額については、契約期間全体の総額により各決裁区分を適用する。

6　実施期日

この基準は、平成２３年４月１日から実施し、同日以降に締結する契約について適用する。

青梅市放置自転車等の売却手続等に関する要綱

1　趣旨

この要綱は、青梅市自転車等の放置防止に関する条例（平成４年条例１６号。以下「条例」という。）および青梅市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（平成４年規則第２２号。以下「規則」という。）に規定する保管自転車等の売却に関し、手続その他の必要な事項を定めるものとする。

2　登録の申請

条例第１８条第５項に規定する売却の相手方（以下「買受人」という。）となることを希望する者は、青梅市保管自転車等買受人資格登録申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に次項に規定する資格の全てに該当する旨を証明する書類等の写しを添えて青梅市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

3　買受人の資格

買受人になろうとする者は、次の各号に定める要件を全て備えていなければならない。

(1) 古物営業法（昭和２４年法律第１０８号）に規定する古物商の許可を受けた者（法人にあってはその構成員を含む。）であること。

(2) 市長が別に定める自転車等の整備の資格を有する者（法人にあってはその構成員を含む。）であること。

(3) 青梅市内に住所または事業所を有する者であること。

4　登録

市長は、第２項の申請書の提出があったときは、申請書および関係書類の内容を審査し、買受人資格者として認定した場合は、青梅市保管自転車等買受人資格者名簿（様式第２号。以下「登録名簿」という。）に登録するものとする。

5　登録の取消し

(1) 市長は、買受人資格者として登録されている者（以下「登録者」という。）が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

ア　第３項に規定する要件を欠いたとき。

イ　法令、条例、規則またはこの要綱に違反し、登録者として市長が不適当と認めたとき。

(2) 市長は、前号の規定により登録を取り消したときは、その登録者を登録名簿から抹消するものとする。

6　売却金額

条例第１８条第５項の規定による売却の金額は、自転車にあっては１台につき５００円、原動機付自転車にあっては１台につき１，０００円を最低価格とする。

7　売却先の決定

(1) 保管自転車等の買受人を決定する場合は、登録者により当該保管自転車等に対する売却金額（１００円単位に限る。）の入札を行い、この入札において最高の売却金額を提示した登録者を買受人に決定するものとする。

(2) 市長は、前号の入札を実施するときは、登録者に入札日時、入札場所等を通知するものとする。

(3) 入札において、最高の売却金額が同額となった登録者が２人以上ある場合は、抽選により買受人を決定するものとする。

(4) 入札後に売却先が決定していない保管自転車等の買受けを希望する登録者がある場合は、当該登録者に売却することができるものとする。

(5) 前各号の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、他の方法により買受人を決定することができるものとする。

8　売却代金の納入

前項の規定により保管自転車等の買受人となった者は、当該代金を納付書により納付した後に当該保管自転車等を受領するものとする。

9　買受人の責務

買受人は、買い受けた自転車等を販売するときは、自らの責任において当該自転車等の点検および整備を行い、その安全性を十分に確保するとともに、当該自転車等の購入者に対し、当該自転車等への防犯登録の実施について勧奨する等適正な販売をしなければならない。

10　瑕疵担保責任

条例第１８条第５項前段の規定により売却した自転車等を買受人に引き渡した後において生ずる当該自転車等の瑕疵責任について、青梅市は、その責めを一切負

わないものとする。

11　その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

12　実施期日

この要綱は、平成２３年４月１日から実施する。

青梅市国民健康保険一部負担金の減免および徴収猶予取扱要綱

１　趣旨

この要綱は、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号。以下「法」という。）第４４条第１項に規定する一部負担金の減額、免除および徴収猶予（以下「減免等」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

２　減額または免除

(1) 青梅市長（以下「市長」という。）は、一部負担金の支払義務を有する世帯主がその利用し得る資産および能力の活用を図ったにもかかわらず、次のアからウまでのいずれかに該当したことにより、著しくその生活が困難となり、一部負担金の減額または免除を行う必要があると認めるときは、３か月以内の期限に限ってその一部負担金を減額または免除することができるものとする。ただし、減額または免除に該当する一部負担金は、入院療養を受ける場合に限る。

ア　震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、障害者となり、または資産に重大な損害を受けたとき。

イ　事業または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。

ウ　前記アまたはイに掲げる事由に類する事由があったとき。

(2) 当該療養の期間が３か月以上にわたるものとあらかじめ見込まれるものについては、必要に応じ生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の適用を受けるよう指導する。

３　徴収猶予

(1) 市長は、一部負担金の支払義務を有する世帯主が、前項第１号アからウまでのいずれかに該当したことにより、著しくその生活が困難となり、一部負担金の徴収を猶予する必要があると認めるときは、６か月以内の期限に限って、その支払を猶予することができるものとする。

(2) 前号の規定により徴収猶予を行った金額は、その徴収猶予を行った期間満了の日の翌日までに納付させるものとする。

4　減免等の申請

一部負担金の減免等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、青梅市国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予申請書（様式第１号）に、次の各号に定める書類を添えて第２項第１号のアからウまでに該当することを証明する書類とともに、あらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、徴収猶予については、急患その他緊急やむを得ない特別の理由がある者は、当該申請書を提出することができるに至った後、ただちにこれを提出しなければならない。

(1) 当該世帯員中事業所に勤務する者のある場合

給与証明書（様式第２号）および給与外収入等申告書（様式第３号）

(2) 前号に定める者以外の場合

収入・無収入申告書（様式第４号）

(3) その他市長が必要と認める書類

5　申請内容の確認

(1) 市長は、前項の申請書を受理したときは、これを調査し、申請の事由が事実と相違ないことを確認するとともに、申請者の世帯の基準生活費、実収入月額および一部負担金所要（見込）額を算定する。

(2) 前号の規定による調査は、青梅市国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予決定調書（様式第５号）により行う。

(3) 第１号の基準生活費は、生活保護法第１１条第１項第１号から第３号までに定める保護のための保護金品に相当する金額の合算額とする。

6　減免等の承認

(1) 市長は、前項の規定により申請者の世帯の基準生活費、実収入月額および一部負担金所要（見込）額を算定し、実収入月額から基準生活費を差し引いた額が、一部負担金所要（見込）額未満であり、かつ、預貯金が基準生活費の３か月以下である場合に一部負担金の減額または免除を承認する。

(2) 前号の規定により一部負担金の減額または免除を承認しない場合であっても、一部負担金の支払が困難であると認められる者については徴収猶予とする。

7　減額または免除の別等

(1) 市長は、前項の規定により、一部負担金の減額または免除を承認したときは、次の算式により減額または免除の別およびその程度を決定する。

ア　実収入月額－基準生活費＝医療費充当額

イ　一部負担金所要（見込）額－医療費充当額＝一部負担金減額（免除）相当額

ウ　一部負担金減額（免除）相当額÷一部負担金所要（見込）額＝一部負担金減額（免除）割合

(2) 前号の規定により算出した一部負担金減額（免除）割合が次のアからエまでに該当するときは、当該アからエまでに定める割合により一部負担金の減額または免除を行う。

ア　２割以下のとき　２割減額

イ　２割を超え５割以下のとき　５割減額

ウ　５割を超え８割以下のとき　８割減額

エ　８割を超えるとき　免除

(3) 前号の規定により減額または免除する期間は、３か月を超えない範囲とする。

8　決定の通知等

市長は、第６項の規定により、承認または不承認の決定をしたときは、青梅市国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予承認・不承認決定通知書（様式第６号）により申請者に通知するとともに、承認の決定の場合は、青梅市国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予証明書（様式第７号）を交付する。

9　決定の取消し等

(1) 市長は、減免等の決定を受けた者が次のいずれかに該当した場合は、減免等の決定の全部もしくは一部を取り消し、またはその決定の内容を変更することができる。

ア　偽りの申請その他不正行為により減免等の決定を受けたとき。

イ　減免等の決定を受けた者の資力その他の事情が変更したため、減免等を行う必要がなくなったとき。

ウ　その他一部負担金の支払を不正に免れようとする行為があったとき。

(2) 市長は、前号の規定により減免等の決定の全部もしくは一部を取り消し、またはその決定の内容を変更したときは、減免等により支払を免れた一部負担金の全部または一部を一時に徴収するとともに、青梅市国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予決定取消・変更通知書（様式第８号）により決定を受けた者、医療機関等に通知する。

10　調査

市長は、減免等の決定等について調査の必要があるときは、法第１１３条の規定により減免等の決定を受けた者に対し、文書その他の物件の提出もしくは提示を命じ、または質問等を行うことができる。

11　実施期日

この要綱は、平成２３年４月１日から実施する。

青梅市生活保護健康管理支援員設置要綱

1　目的

この要綱は、精神保健福祉士等を青梅市生活保護健康管理支援員（以下「支援員」という。）に任用し、青梅市における生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による被保護者のうち、精神疾患を有する者等（以下「被保護者」という。）に対して、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うとともに、生活保護制度の適正な実施を図ることを目的とする。

2　職務

支援員は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

(1) 被保護者の通院や日常生活に関する相談および支援に関すること。

(2) 被保護者の就労や作業所通所等に関する相談および支援に関すること。

(3) 入院または入所している被保護者の居宅移行の支援に関すること。

(4) 被保護者の入院および入所の支援に関すること。

(5) その他所属長が指示する業務に関すること。

3　身分

支援員は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３条第３項に定める非常勤の特別職職員とする。

4　任命

支援員は、心身ともに健全な者で、生活保護制度の目的を理解し、精神保健福祉士等の資格を有する者のうちから青梅市長（以下「市長」という。）が任命する。

5　任期等

支援員の任期は、1年とし、生活保護担当課に配属する。ただし、再任を妨げない。

6　守秘義務

支援員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また同様とする。

7　勤務日、勤務時間等

支援員の勤務日は週４日、勤務時間は午前８時３０分から午後５時１５分までとする。ただし、所属長が必要と認めるときは、勤務日および勤務時間を変更することができる。

8　報酬等

支援員の報酬および費用弁償は、青梅市非常勤の特別職の職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和３１年条例第１６号）第２条および第５条にもとづく日額報酬および費用弁償額とし、予算の範囲内で別に定める。

9　免職

市長は、支援員が次の各号に該当するときは、その職を免ずることができる。

(1) 勤務成績が良くないとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、また、これに堪えられないとき。

(3) 刑事事件に関し、起訴されたとき。

(4) 前３号に規定するほか、その職に必要な適格性を欠くとき。

10　退職

支援員が退職しようとするときは、あらかじめ市長に申し出なければならない。

11　災害補償

支援員の公務上の災害または通勤による災害に対しては、青梅市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和４２年条例第３７号）により補償する。

12　庶務

支援員に関する庶務は、生活保護担当課において処理する。

13　その他

この要綱に定めるもののほか支援員について必要な事項は、別に定める。

14　実施期日

この要綱は、平成２３年４月１日から実施する。

青梅市受験生チャレンジ支援貸付事業申請手続支援実施要綱

1　目的

この要綱は、社会福祉法人東京都社会福祉協議会（以下「東社協」という。）が実施する受験生チャレンジ支援貸付事業に関し、当該事業を利用しようとする低所得者の申請手続支援（以下「支援事業」という。）を青梅市（以下「市」という。）が行うことについて必要な事項を定め、もって低所得者の子供を支援することを目的とする。

2　定義

(1) この要綱において「受験生チャレンジ支援貸付事業」とは、東社協が、東京都の受験生チャレンジ支援貸付事業実施要綱、受験生チャレンジ支援貸付事業償還免除要領および受験生チャレンジ支援貸付事業の要件確認に係る事務処理要領（平成２３年２月２４日付け福保生生第７７１号。以下「都要綱等」という。）の規定にもとづき、学習塾等の受講費用および高等学校、大学等の受験費用を

捻出できない低所得者に対して、これらの費用に必要な資金を貸し付ける事業をいう。

(2) 前号に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、都要綱等に定めるところによる。

3　実施主体

支援事業の実施主体は、市とする。

4　事業の対象者

支援事業の対象者は、都要綱等に定める貸付対象者とする。

5　業務の内容

(1) 相談員の設置

青梅市長（以下「市長」という。）は、支援事業の実施に当たり、必要な相談員を設置する。

(2) 相談員の業務

相談員は、都要綱等にもとづき、受験生チャレンジ支援貸付事業における貸付、償還免除および償還猶予に関する申請手続の支援を行う。

6　事業の実施状況報告

市長は、支援事業の実施状況について、東京都福祉保健局長に報告を行うものとする。

7　関係書類の整備等

市長は、支援事業の内容を明らかにした書類を整備し、支援事業の完了後５年間これを保管するものとする。

8　その他必要な事項

都要綱等およびこの要綱に定めるもののほか支援事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

9　実施期日

この要綱は、平成２３年４月１２日から実施し、平成２３年４月１日から適用する。

社団法人青梅市シルバー人材センター施設整備事業補助金交付要綱

1　目的

この要綱は、社団法人青梅市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）が実施する施設整備事業の経費の一部に対し補助金を交付することについて必要な事項を定め、高齢者の生きがいの充実と社会参加の促進を図り、もって高齢者福祉の増進に寄与することを目的とする。

2　補助対象事業

補助対象事業は、別表に掲げる施設について、シルバー人材センターが行う施設整備事業とする。

3　補助対象経費

補助対象経費は、施設の整備に必要な工事費、設計料および工事事務費とする。ただし、次に掲げる費用は、補助の対象としない。

(1) 既存建物の解体に要する費用

(2) 備品の購入および設置に要する費用

(3) 設備の整備に要する費用

(4) 工事事務費のうち前３号に掲げる工事費等に関する費用

4　補助金交付額

補助金交付額は、補助対象経費の２分の１の額とし、予算で定める額を限度とする。ただし、１，０００円未満の端数は切り捨てるものとする。

5　補助金の交付申請

補助金の交付申請は、社団法人青梅市シルバー人材センター施設整備事業補助金交付申請書（様式第１号）に必要な書類を添付して、青梅市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

6　補助金の交付決定

市長は、前項の交付申請のあった事業について、適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、社団法人青梅市シルバー人材センター施設整備事業補助金交付決定通知書（様式第２号）によりシルバー人材センターへ通知するものとする。

7　補助事業の完了の時期

補助事業は、単年度とし、平成２４年３月３１日までに完了しなければならない。

8　実績報告

シルバー人材センターは、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定にかかる会計年度が終了したとき、または補助事業の廃止の承認を受けたときは、社団法人青梅市シルバー人材センター施設整備

事業補助金実績報告書（様式第３号）に必要な書類を添付して市長に報告しなければならない。

９　補助金の額の確定

市長は、前項の実績報告の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこの要綱に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、社団法人青梅市シルバー人材センター施設整備事業補助金確定通知書（様式第４号）によりシルバー人材センターに通知するものとする。

10　補助金の交付

市長は、前項の規定による補助金の額の確定後、シルバー人材センターの請求にもとづき、補助金の全額を交付するものとする。

11　決定の取消し

(1) 市長は、シルバー人材センターが次のアからウまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

ア　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ　補助金を他の用途に使用したとき。

ウ　補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他法令にもとづく命令に違反したとき。

(2) 前号の規定は、第９項により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

12　補助金の返還

市長は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、シルバー人材センターに対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

13　財産処分の制限

シルバー人材センターは、補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成２０年７月１１日厚生労働省告示第３８４号）に定める期間を経過するまで市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

14　財産処分等に伴う収入の納付

前号の規定により市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、市長は、その収入の全部または一部を市に納付させることができる。

15　財産の管理義務

シルバー人材センターは、補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

16　その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和４１年規則第１６号）に定めるところによる。

17　実施期日等

(1) この要綱は、平成２３年４月１日から実施し、平成２４年４月１日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

別表

補助対象施設

名称	位置
東原公園売店	青梅市今寺５丁目１１番地　東原公園内

青梅市障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱

１　目的

この補助金は、障害者自立支援法（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第５条に規定する障害福祉サービスを実施するために社会福祉法人、特定非営利活動法人、財団法人、社団法人、医療法人、学校法人または宗教法人（以下「法人」という。）が青梅市の区域内（以下「市内」という。）に設置する指定障害福祉サービス事業所（法第３６条第１項の規定により東京都知事が指定したサービス事業所をいう。以下「事業所」という。）等の運営に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、サービス利用者の福祉の向上を図ることを目的とする。

２　補助対象となる事業所等

この補助金は、法人が市内に設置し、かつ、適正な運営を行っている事業所等であって、次の各号のいずれかに該当するものを交付の対象とする。

(1) 法第５条に規定する生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援のいずれか一つまたは複数を行う事業所（障害者支援施設を除く。）

(2) 法附則第３５条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）に規定する指定身体障害者更生施設および指定特定身体障害者授産施設（ただし、法附則第２１条第１項に規定する指定旧法施設支援のうち入所によるものを行う施設を除く。）

(3) 法附則第５２条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）に規定する指定知的障害者更生施設および指定特定知的障害者授産施設（ただし、法附則第２１条第１項に規定する指定旧法施設支援のうち入所によるものを行う施設を除く。）

3　補助対象経費

この補助金の交付対象となる経費は、前項に該当する事業所等の運営に要する経費とする。

4　補助金の交付額

補助金の交付額は、基本補助額、メニュー選択式加算額、障害者等雇用加算額および福祉サービス第三者評価の受審経費補助額について、それぞれ別表に定める基準により算出した額を合算した額とする。

5　補助金の交付申請

この補助金の交付を受けようとする法人は、青梅市障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付申請書（様式第１号）に必要な書類を添付して、青梅市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

6　補助金の交付決定および交付方法

(1) 市長は、法人から前項による補助金の交付申請があった事業について、内容を審査の上、適当と認める場合は、補助金の交付を決定する。

(2) 市長は、前号の規定により交付決定したときは、第９項に定める条件を付して青梅市障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により法人に通知する。

(3) この補助金は、法人の請求にもとづき、第１号で決定した額について四半期ごとに、概算払の方法により交付することができる。

7　補助金の変更交付申請および変更交付決定

(1) この補助金の交付の決定後、この補助金の交付申請の内容を変更しようとする法人は、市長が別に定める期日までに、青梅市障害者日中活動系サービス推進事業補助金変更交付申請書（様式第３号）に必要な書類を添付して、行うものとする。

(2) 市長は、法人から前号による補助金の変更交付申請があったときは、変更交付申請書および添付書類の内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の変更交付を決定するとともに、その結果を青梅市障害者日中活動系サービス推進事業補助金変更交付決定通知書（様式第４号）により法人に通知する。

8　補助金交付対象除外事業所

市長は、次のいずれかに該当する交付対象事業所に対しては、補助金の一部または全部を交付しないことができる。

(1) 毎年度当初において高額繰越金等を有するもの

(2) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者自立支援法、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）またはこれらの法律にもとづく命令の規定に違反したもの

(3) 青梅市および東京都が実施する指導検査における文書指摘事項について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないものまたは改善の見込みがないもの

(4) 青梅市と東京都による協議において決定されたもの

9　交付の条件

この補助金は、次に掲げる条件を付して交付する。

(1) 事情変更による決定の取消し等

市長は、交付の決定の後においても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、または交付の決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間にかかる部分については、この限りでない。

(2) 承認事項

法人は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

ア　種目別の経費の配分を変更しようとするとき。

イ　補助事業の内容を変更しようとするとき。

ウ　補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

(3) 事故報告等

法人は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由および状況を書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 状況報告

法人は、市長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況に関し、書面により報告しなければならない。

(5) 遂行命令および遂行の一時停止命令

ア　市長は、法人が提出する報告、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２１条第２項の規定による調査等により、補助事業がこの補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、法人に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずる。

イ　法人が前記アの命令に違反したときは、市長は、法人に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

(6) 実績報告の提出

法人は、補助事業が完了したとき、または補助金の交付の決定にかかる会計年度が終了したときは、青梅市障害者日中活動系サービス推進事業実績報告書（様式第５号）を提出しなければならない。第２号ウの規定により廃止の承認を受けた場合も、また同様とする。

(7) 補助金の額の確定等

市長は、前号の規定による実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査、必要に応じて行う現地調査等により、当該報告にかかる補助事業の成果がこの交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付確定通知書（様式第６号）により法人に通知する。

(8) 是正のための措置

市長は、前号の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、法人に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置を講ずることを命ずる。

(9) 決定の取消し

ア　市長は、法人が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消す。

(ｱ) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(ｲ) 補助金を他の用途に使用したとき。

(ｳ) その他交付の決定の内容またはこれに付した条件その他法令もしくは交付の決定にもとづく命令に違反したとき。

イ　前記アの規定は、第７号の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(10) 補助金の返還

ア　市長は、第１号または前号の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付

されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

イ　市長は、第７号の規定により法人に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(11) 違約加算金および延滞金

ア　法人は、第９号アの規定により補助金の交付の決定の全部または一部を取り消され、補助金の返還を命じられたときは、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年１０．９５パーセントの割合で計算した違約加算金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ　法人は、補助金の返還を命じられたにもかかわらずこれを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(12) 違約加算金の計算

ア　補助金が２回以上に分けて交付されている場合における前号イの規定の適用については、返還を命じられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次遡り、それぞれの日において受領したものとする。

イ　前号アの規定により法人が納付した違約加算金は、法人の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(13) 延滞金の計算

第１１号イの規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間にかかる延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(14) 他の補助金等の一時停止等

市長は、法人に対し、補助金の返還を命じ、法人が当該補助金、違約加算金または延滞金の全部または一部を納付しない場合において、法人に対して、同種の事務または事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(15) 財産処分の制限

ア　補助事業により取得し、または効用が増加した価格が５０万円以上の機械および器具については、補助事業等により取得し、または効用の増加した財産の処分制限期間（平成２０年7月１２日厚生労働省告示第３８４号）に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

イ　市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を市に納付させることがある。

ウ　補助事業により取得し、または効用が増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

10　その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和４１年規則第１６号）の定めるところによる。

11　実施期日等

(1) この要綱は、平成２３年４月１日から実施し、平成２６年４月１日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづいて交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続については、なお従前の例による。

(3) 第三者評価の受審にかかる経過措置

平成２２年度において東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（平成２２年３月８日付け２１福保障居第２４０７号）にもとづく補助金の交付を受けていない事業所の基本補助額の算定については、平成２３年度から平成２５年度までの間、別表の１基本補助額の項中「８，０００円」とあるのは「１７，０００円」と読み替えて適用する。

別表（第４項関係）

<table>
<tr><th>項目</th><th>補助基準および補助単価</th></tr>
<tr><td>１　基本補助額</td><td>次表の左欄に掲げる補助基準の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額に事業所の各月初日の現員（在籍者数）の数を乗じて得た額とする。ただし、現員が定員を上回るときは、定員数を乗じて得た額とする。
<table>
<tr><th>補助基準</th><th>現員１人当たり月額</th></tr>
<tr><td>(1) ３年（当該年度および過去２年）に一度、東京都の福祉サービス第三者評価を受審している場合</td><td>１７，０００円</td></tr>
<tr><td>(2) ３年（当該年度および過去２年）に一度、東京都の福祉サービス第三者評価を受審していない場合</td><td>８，０００円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>２　メニュー選択式加算額</td><td>次表の左欄に掲げる補助基準の区分のうち、３つ以上に該当するときに、同表右欄に掲げる額に事業所の年度初日の現員（在籍者数）の数を乗じて得た額とする。ただし、現員が定員を上回るときは、定員数を乗じて得た額とする。
<table>
<tr><th>補助基準</th><th>現員１人当たりの年額</th></tr>
<tr><td>(1) 事業所において、前年度に障害程度区分４から６まで（４については行動関連項目１５点以上）の利用者または障害程度区分にかかわらず医療的ケアを要する利用者を３０パーセント以上受け入れている。なお、５０歳以上の利用者は１区分上位として扱う。</td><td rowspan="6">７２，０００円</td></tr>
<tr><td>(2) ショートステイを実施している。</td></tr>
<tr><td>(3) グループホームまたはケアホームのバックアップを行う事業所として指定されている。</td></tr>
<tr><td>(4) 前年度に就労移行実績がある。</td></tr>
<tr><td>(5) アフターケアを実施している。</td></tr>
<tr><td>(6) ３年（当該年度および過去２年）に一度、東京都の福祉サービス第三者評価を受審し、受審結果を踏まえて改善に向けた取組を実施している。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>３　障害者等雇用加算額</td><td>身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、満６０歳以上６５歳未満の者または母子家庭の母もしくは父子家庭の父もしくは寡婦もしくは寡夫のいずれかの者を職員配置基準以外に雇用し、その総雇用時間が４００時間以上である事業所
<table>
<tr><th>総･用時間数</th><th>事業所当たり年額</th></tr>
<tr><td>４００時間～　７９９時間</td><td>４３５，０００円</td></tr>
<tr><td>８００時間～１，１９９時間</td><td>７２６，０００円</td></tr>
<tr><td>１，２００時間～１，５９９時間</td><td>１，０１６，０００円</td></tr>
<tr><td>１，６００時間～１，９９９時間</td><td>１，３０６，０００円</td></tr>
<tr><td>２，０００時間～２，３９９時間</td><td>１，５９７，０００円</td></tr>
<tr><td>２，４００時間以上</td><td>１，８８７，０００円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>４　福祉サービス第三者評価の受審経費補助額</td><td>東京都の福祉サービス第三者評価の受審のために事業所が評価機関に対して支払った額とする。ただし、６０万円を上限とする。</td></tr>
</table>

青梅市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出要綱

1　目的

この要綱は、市民が参加する各種イベント等において、参加者等が心肺停止状態に陥った際の救急救命活動に備えるため、自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）の貸出しについて必要な事項を定め、安全で安心なまちづくりを推進することを目的とする。

2　貸出機器

この要綱による貸出機器は、青梅市（以下「市」という。）で貸出用として所有するＡＥＤとする。

3　貸出対象

(1) 市が主催、共催等により開催する行事等の主管課

(2) スポーツ競技その他の各種イベント、祭典・式典、講演会等（以下「対象イベント等」という。）を主催する市の区域内の団体

4　貸出要件

ＡＥＤの貸出しを受けようとする団体は、原則として、医師等の医療従事者またはＡＥＤを使用した救命講習等を修了する等基本的心肺蘇生処置の知識を有している者を対象イベント等の開催期間中、会場に配置するものとする。

5　貸出期間

ＡＥＤの貸出期間は、対象イベント等の開催期間およびその前後の期間とし、最長７日間とする。ただし、市長が特別な事由があると認める場合は、貸出期間を延長することができる。

6　貸出数量

貸出数量は、１開催につき１台とする。ただし、貸出しが重複しない場合で、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

7　経費負担

ＡＥＤの貸出しは、無償とし、貸出期間中のＡＥＤの運搬、維持管理等に要する経費は、貸出しを受けた者が負担するものとする。ただし、ＡＥＤを傷病者に対して使用した際における消耗品等にかかる経費は、市がこれを負担するものとする。

8　貸出しの申請

ＡＥＤの貸出しを受けようとする団体等の代表者（以下「申請者」という。）は、貸出希望日の前日（土曜日、日曜日および祝日を除く。）までに青梅市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

9　貸出しの決定等

(1) 市長は、前項の申請を受理したときは、これを審査し、貸出しの承認・不承認を決定し、青梅市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出決定通知書（様式第２号）を交付するとともに、ＡＥＤ貸出整理台帳（様式第４号）に必要事項を記載しなければならない。重複する期間に複数の申請があった場合には、申請順により承認・不承認を決定するものとする。

(2) 前号の規定によりＡＥＤの貸出しの承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、青梅市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出決定通知書を持参し、健康課において貸出しを受けるものとする。

10　貸出中の管理等

利用者は、ＡＥＤの動作確認等をした上で貸出しを受けるものとし、次の各号に掲げる事項を遵守することとする。

(1) 常に良好な状態で保管すること。

(2) 機器の特殊性に配慮した管理に努めること。

(3) ＡＥＤは、取扱説明書に従い適切に使用すること。

(4) ＡＥＤを処分し、または目的外に使用しないこと。

(5) ＡＥＤを転貸し、または譲渡しないこと。

11　実績報告

利用者は、ＡＥＤを返却する際に、青梅市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）使用実績報告書（様式第３号）を提出し、ＡＥＤの点検・確認を受けなければならない。

12　損害の賠償

利用者は、故意または過失によってＡＥＤを亡失し、または破損もしくは消耗させた場合には、ＡＥＤ使用実績報告書にその旨を記入し、市長に報告するとともに、ＡＥＤを原状に復し、またはその相当額を弁償しなければならない。

13　返還

市長は、次の各号に該当するときは、利用者からＡＥＤを返還させることができる。

(1) 利用者がＡＥＤを使用しなくなったとき。

(2) 市長が特に必要と認めたとき。

14　損害賠償責任

市は、ＡＥＤの誤った使用により生じた事故に対しては、一切の責任を負わない。

15　実施期日等

(1) 実施期日

この要綱は、平成２３年４月１日から実施する。

(2) 健康センターが管理する自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出基準の廃止

健康センターが管理する自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出基準（平成１８年８月１日実施）は廃止する。

青梅市子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業実施要綱

１　目的

この要綱は、「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の運営について」（平成２２年１１月２６日健発１１２６第８号厚生労働省健康局長通知）の別紙「ワクチン接種緊急促進基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）および「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の実施について」（平成２２年１１月２６日健発１１２６第１０号厚生労働省健康局長・薬食発１１２６第３号厚生労働省医薬食品局長通知）の別紙「ワクチン接種緊急促進事業実施要領（以下「実施要領」という。）にもとづき、ワクチン接種緊急促進事業を実施することについて必要な事項を定め、もって市民の健康増進を図ることを目的とする。

２　接種対象者

接種対象者は、青梅市（以下「市」という。）の区域内に住所を有し、次の各号に掲げる予防接種（以下「予防接種」という。）の区分に応じ、当該各号に掲げる者で、当該予防接種を希望する者とする。

(1) ヒトパピローマウイルスワクチン（以下「子宮頸がんワクチン」という。）

１３歳（中学１年生相当）となる日の属する年度の初日から１６歳（高校１年生相当）となる日の属する年度の末日までの間にある女性

(2) ヘモフィルスインフルエンザ菌ｂ型ワクチン（以下「ヒブワクチン」という。）

生後２か月以上５歳未満の者

(3) 小児用肺炎球菌ワクチン

生後２か月以上５歳未満の者

３　接種回数

接種の回数は、予防接種の種類に応じ別表１にそれぞれ定める回数を限度とする。

４　実施医療機関

(1) 予防接種は、青梅市長（以下「市長」という。）が原則として青梅市医師会（以下「医師会」という。）に委託して実施するものとする。この場合、医師会は、会員たる医師のうち実施要領第４にもとづき、予防接種の実施に関し協力する旨の承諾をした医師により、当該医師にかかる医療機関（以下「指定医療機関）と

いう。）で行うものとする。ただし、医師会に非加入の医療機関（以下「指定外医療機関」という。）での予防接種が必要と認められる場合は、当該指定外医療機関に委託して実施するものとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、青梅市立総合病院での予防接種が必要と認められる場合は、同病院に依頼して実施するものとする。

5　予診票の発行

市長は、第２項に定める接種対象者に対し、予診票を発行する。

6　予防接種の方法

接種対象者は、指定医療機関等に事前に予約を行い、当該医療機関の窓口へ次に定める書類を提出し、予防接種を受けるものとする。

(1) 予診票

(2) 第２項第１号に定める予防接種対象者は、健康保険被保険者証等住所および年齢を証するもの

(3) 第２項第２号および第３号に定める予防接種対象者は、母子健康手帳および乳幼児医療費助成制度による医療証

7　指定外医療機関における接種方法

(1) 前項の規定にかかわらず指定外医療機関で接種する場合は、予防接種を受ける日の１４日前までに、法定外予防接種（市外接種）依頼書発行申請書（様式第１号）に、前項各号に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(2) 市長は、前号の申請があったときは、その内容を審査し、および申請者が希望する指定外医療機関との予防接種委託契約協議を行うものとする。

(3) 市長は、申請者が希望する指定外医療機関との予防接種委託契約が締結されたときは、依頼書発行の可否を、法定外予防接種（市外接種）依頼書発行決定（却下）通知書（様式第２号）により申請者へ通知するとともに、法定外予防接種（市外）接種依頼書(様式第３号)を当該指定外医療機関に発行する。

8　周知方法

市長は、事業の実施について、広報おうめ、ホームページ等により周知する。

9　器材等の整備

予防接種に必要なワクチン、注射器その他器材は、指定医療機関等が整えるものとする。

10　委託料

予防接種の実施に伴う必要経費は一部公費負担とし、実施医療機関への委託料は市長と実施医療機関との契約に定めるそれぞれの予防接種の単価（以下「委託単価」という。）に当該予防接種を接種した被接種者数を乗じて得た額とする。

11　接種対象者の負担金

接種対象者は、別表２に定める自己負担額を指定医療機関等へ支払うものとする。

12　委託料の支払

(1) 実施医療機関は、予防接種を行った月の翌月１０日までに青梅市法定外予防接種実施報告書兼請求書（様式第４号）により、第１０項の委託料を市長に請求するものとする。

(2) 前号の請求の際は、請求書に予診票の写しを添付するものとする。

(3) 市長は、第１号による請求があったときは、これを審査し、適正と認めたときは、それを受理した日から３０日以内に実施医療機関に委託料を支払うものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、その期間を４５日まで延長することができる。

13　健康被害発生時の報告

実施医療機関の医師が予防接種後に副反応を診断した場合、当該医療機関は、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン予防接種後副反応報告書（様式第５号）により、市を経由し厚生労働省へ速やかに副反応報告をするものとする。なお、実施医療機関以外の医師が副反応を診断した場合も同様とする。

14　健康被害発生時の救済

市長は、予防接種により健康被害を受けた者を適切に救済するため、市が加入している全国市長会予防接種事故賠償補償保険により対応する。

15　その他

予防接種については、この要綱に定めるもののほか、運営要領、実施要領その他関係法令等にもとづいて実施するものとする。

16　実施期日等

(1) この要綱は、平成２３年４月１日から実施し、平成２４年４月１日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづく予防接種に関して、この要綱の失効後に必要となる委託料の支払、健康被害の発生時の報告等の手続に関しては、なお従前の例による。

別表１（第３項関係）

予防接種名	接種回数	
子宮頸がんワクチン	６か月間に３回	
ヒブワクチン	初回接種日において、生後２か月以上７月未満の者	初回接種３回および追加接種１回
	初回接種日において、生後７か月以上１歳未満の者	初回接種２回および追加接種１回
	初回接種日において、１歳以上５歳未満の者	１回
小児用肺炎球菌ワクチン	初回接種日において、生後２か月以上７月未満の者	初回接種３回および追加接種１回
	初回接種日において、生後７か月以上１歳未満の者	初回接種２回および追加接種１回
	初回接種日において、生後１歳以上２歳未満の者	２回
	初回接種日において、２歳以上５歳未満の者	１回

別表２（第１１項関係）

予防接種名	国基準額	委託単価	自己負担額
子宮頸がんワクチン	１５，９３９円	１４，３４９円	１，５９０円
ヒブワクチン	８，８５２円	７，９７２円	８８０円
小児用肺炎球菌ワクチン	１１，２６７円	１０，１４７円	１，１２０円

※国基準額・委託単価・自己負担額は、それぞれ接種１回あたりの金額

青梅市健康増進計画推進会議設置要綱

１　設置

青梅市の健康づくりに関する施策について検討し、青梅市健康増進計画（以下「計画」という。）の見直しおよびその円滑な推進を図るため、青梅市健康増進計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

２　所掌事項

推進会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 計画の見直しおよび改正に関すること。

(2) 計画の推進における施策・事業の計画、点検等の進行管理に関すること。

(3) その他健康づくり施策に関し、必要と認められる事項に関すること。

３　組織

推進会議は、次に掲げる者につき、青梅市長（以下「市長」という。）が委嘱する委員１０人以内をもって組織する。

(1) 学識経験者　１人

(2) 医療保健関係者の代表　４人

(3) 企業関係者の代表　１人

(4) 市民団体の代表　２人

(5) 公募の市民　２人以内

4　委員の任期

委員の任期は、２年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

5　会長および副会長

(1) 推進会議に会長および副会長を置く。

(2) 会長および副会長は、委員が互選する。

(3) 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

(4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6　会議

推進会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

7　意見の聴取等

推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

8　報告

会長は、必要に応じて推進会議の検討経過および検討結果を市長に報告する。

9　守秘義務

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

10　庶務

推進会議の庶務は、健康担当課において処理する。

11　その他

この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議が定める。

12　実施期日等

(1) この要綱は、平成２３年４月１日から実施する。

(2) 第４項の規定にかかわらず、平成２３年度に委嘱された委員の任期は平成２５年３月３１日までとする。

青梅市食育推進会議設置要綱

1　設置

青梅市食育推進計画（以下「計画」という。）の円滑な実施と家庭・地域・事業者等との連携による食育の推進を図ること、および計画の見直しに関する検討を行うため、青梅市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2　所掌事項

推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 計画の見直しおよび改正に関すること。

(2) 計画の推進における施策・事業の計画、点検等の進行管理に関すること。

(3) その他食育施策に関し、必要と認められる事項に関すること。

3　組織

推進会議は、次に掲げる者につき、青梅市長（以下「市長」という。）が委嘱する委員１１人以内をもって組織する。

(1) 学識経験者　１人

(2) 医療保健関係者の代表　２人

(3) 農業関係者の代表　２人

(4) 企業関係者の代表　２人

(5) 教育関係者の代表　２人

(6) 公募の市民　２人以内

4　委員の任期

委員の任期は２年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

5　会長および副会長

(1) 推進会議に会長および副会長を置く。

(2) 会長および副会長は、委員が互選する。

(3) 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

(4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6　会議

推進会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

7　意見の聴取等

推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の出席等を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

8　報告

会長は、必要に応じて推進会議の検討経過および検討結果を市長に報告する。

9　守秘義務

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

10　庶務

推進会議の庶務は、健康担当課において処理する。

11　その他

この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議が定める。

12　実施期日

(1) この要綱は、平成２３年４月１日から実施する。

(2) 第４項の規定にかかわらず、平成２３年度に委嘱された委員の任期は平成２５年３月３１日までとする。

青梅市健康増進計画推進会議公募委員募集要領

1　目的

この要領は、青梅市健康増進計画推進会議設置要綱（平成２３年４月１日実施。以下「要綱」という。）第３項第５号に規定する公募の市民（以下「委員」という。）の募集に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2　応募資格

委員に応募することのできる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 青梅市に住民登録または外国人登録をしている者

(2) 応募時点において満２０歳以上の者

(3) 平日の午前９時から午後５時までの間に、年２回程度開催する青梅市健康増進計画推進会議（以下「推進会議」という。）への出席が可能な者

(4) 地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第１６条各号に該当しない者

(5) 青梅市職員でない者

(6) 同時期に行っている「青梅市食育推進会議」の公募委員に応募していない者

3　応募方法

応募者は、次の応募書類を青梅市長（以下「市長」という。）に提出する。なお、提出された書類は返却しない。

(1) 委員に応募する動機について記載したもの（２００字程度）
(2) 住所、氏名、年齢および電話番号を記載したもの

4　募集人数

募集人数は、２人とする。

5　選考方法等

(1) 一次選考は、書類審査とする。
(2) 書類審査の結果、候補者が募集人数を超えた場合には、抽選により決定する。
(3) 選考結果は、応募者宛てに書面で通知する。

6　募集期間

募集期間は、募集開始日から起算して２週間とする。

7　その他

この要領に定めるもののほか、委員の募集に関し必要な事項は市長が別に定める。

8　実施期日

この要領は、平成２３年５月１日から実施する。

青梅市食育推進会議公募委員募集要領

1　目的

この要領は、青梅市食育推進会議設置要綱（平成２３年４月１日実施。以下「要綱」という。）第３項第６号に規定する公募の市民（以下「委員」という。）の募集に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2　応募資格

委員に応募することのできる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 青梅市に住民登録または外国人登録をしている者
(2) 応募時点において満２０歳以上の者
(3) 平日の午前９時から午後５時までの間に、年２回程度開催する青梅市食育推進会議への出席が可能な者
(4) 地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第１６条各号に該当しない者
(5) 青梅市職員でない者
(6) 同時期に行っている「青梅市健康増進計画推進会議」の公募委員に応募していない者

3　応募方法

応募者は、次の応募書類を青梅市長（以下「市長」という。）に提出する。なお、

提出された書類は返却しない。

(1) 委員に応募する動機について記載したもの（２００字程度）

(2) 住所、氏名、年齢および電話番号を記載したもの

4　募集人数

募集人数は、２人とする。

5　選考方法等

(1) 一次選考は、書類審査とする。

(2) 書類審査の結果、候補者が募集人数を超えた場合には、抽選により決定する。

(3) 選考結果は、応募者宛てに書面で通知する。

6　募集期間

募集期間は、募集開始日から起算して２週間とする。

7　その他

この要領に定めるもののほか､委員の募集に関し必要な事項は市長が別に定める。

8　実施期日

この要領は、平成２３年５月１日から実施する。

青梅市女性等緊急一時保護事業実施要綱

1　目的

この要綱は、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）による暴力から緊急に避難を必要とする女性およびその者が監護する児童（原則として１８歳未満の者とする。）がいる場合はその児童（以下「女性等」という。）に対して、施設の利用を提供し、自立のために一時的な保護を行う緊急一時保護事業（以下「事業」という。）を実施することにより、女性等の安全を確保し、福祉の増進を図ることを目的とする。

2　対象者

この事業の対象者は、市内に居住し、または市内に避難してきた女性等で、配偶者の暴力から緊急に一時的な保護を必要とするものとする。ただし、次の各号に該当する者を除く。

(1) 疾病等により入院加療を要する者

(2) 心身の障害により常時介護を要する者

(3) 感染性の疾患を有する者

(4) 前３号に掲げる者のほか、市長が施設を利用することが適当でないと認めた者

3　事業の実施方法

(1) この事業は、利用の承認、取消しの決定等を除き、市長が適当と認める施設（以下「実施施設」という。）に委託して実施するものとする。

(2) この事業の実施に要する費用については、利用実績にもとづいて、予算の範囲内で実施施設に支払うものとする。

4　利用期間

この事業の利用期間は、１回の利用につき７日以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、延長することができる。

5　利用の申請

この事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、青梅市女性等緊急一時保護事業利用申請書（様式第１号）を市長に提出するものとする。

6　利用の承認

(1) 市長は、申請書を受理した場合は、内容を審査し、事業の利用の可否を決定し、青梅市女性等緊急一時保護事業（承認・不承認）通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

(2) 市長は、前号の規定によりこの事業の利用を承認したときは、実施施設の長に対し、青梅市女性等緊急一時保護事業依頼通知書（様式第３号）により通知するものとする。

7　取消し

(1) 市長は、この事業の利用者が次のいずれかに該当したときは、利用の承認を取り消すものとする。

ア　虚偽その他不正な手段により利用の承認を受けたとき。

イ　施設等の秩序または風紀を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき。

ウ　第２項各号のいずれかに該当するようになったとき。

(2) 市長は、前号の取消しを決定したときは、青梅市女性等緊急一時保護事業承認取消通知書（様式第４号）により当該申請者にその旨を通知するものとする。

8　費用負担

一時保護にかかる費用は、徴収しない。ただし、食事等に要する経費は、利用者の自己負担とする。

9　その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

10　実施期日

この要綱は、平成２３年４月１日から実施する。

青梅市女性等緊急一時保護施設運営費補助金交付要綱

1　目的

この要綱は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成１３年法律第３１号）第２６条の規定にもとづき、配偶者からの暴力の防止および被害者の一時保護を図るための活動を行う民間の緊急一時保護施設に対し、その運営費の一部を補助することについて必要な事項を定めることを目的とする。

2　定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 配偶者　女性等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）をいう。

(2) 女性等　市内に居住し、または市内に避難してきた女性およびその者が監護する児童（原則として１８歳未満の者とする。）がいる場合はその児童をいう。

(3) 緊急一時保護　女性等を配偶者の暴力から守るため、緊急一時的に専用の施設に保護することをいう。

3　対象施設

この要綱の補助対象となる緊急一時保護施設は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 配偶者による暴力から避難する女性等を保護することを目的として設置された施設

(2) 多摩地域に所在する施設

4　補助金の交付

補助金は、前項に規定する緊急一時保護施設を設置する団体の連絡会である東京多摩地域民間シェルター連絡会（以下「連絡会」という。）に対し、予算の範囲内において交付するものとする。

5　補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする連絡会は、青梅市女性等緊急一時保護施設運営費補助金交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添付し、青梅市長（以下「市長」という。）に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

6　補助金の交付決定

市長は、補助金の交付申請があったときは、申請にかかる内容を審査し、交付を決定したときは、青梅市女性等緊急一時保護施設運営費補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

7　実績報告

補助金の交付を受けた連絡会は、補助金の交付決定にかかる会計年度が終了したときは、青梅市女性等緊急一時保護施設運営費補助金交付事業実績報告書（様式第３号）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

8　補助金の返還

市長は、補助金の交付を受けた連絡会が次の各号に該当した場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消し、すでに交付してある補助金の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を当該事業以外の目的に使用したとき。

(3) 補助金交付の決定の内容またはこれに付した条件その他法令の規定に違反したとき。

9　その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和４１年規則第１６号）の定めるところによる。

10　実施期日等

(1) この要綱は、平成２３年４月１日から実施し、平成２６年４月１日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

青梅市木造住宅耐震診断補助金交付要綱

1　目的

この要綱は、木造住宅の耐震診断に要する経費の一部を補助することにより、地震時における木造住宅の安全に対する意識の向上と耐震改修の促進を図り、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

2　用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断　財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」にもとづいて行う耐震診断をいう。

(2) 診断機関　財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」講習修了者で、社団法人東京都建築士事務所協会西多摩支部の会員であるものまたは東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱（平成１８年９月１日１８都市建企第６８号）第２第８号による登録を受け、青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町もしくは檜原村の区域内に事務所を置く者をいう。

(3) 軸組工法　木造住宅の建築工法のうち、土台、柱、はり、けた等により骨組みが構成されている建築工法をいう。

3　補助対象

補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、青梅市長（以下「市長」という。）が認める場合はこの限りでない。

(1) 市内の軸組工法による木造２階建て以下の一戸建て住宅（延べ床面積の２分の１以上を住宅の用途に供しているもので、賃貸を目的とする住宅を除く。）であること。

(2) 昭和５６年５月３１日以前の耐震基準で建築されたものであること。

4　補助対象者

(1) 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有し、前項の補助対象住宅を所有し自ら居住する個人で、補助対象住宅の耐震診断を診断機関に依頼する者とする。ただし、補助対象住宅の所有権が共有の場合は、共有者の全員によって合意された代表者とする。

(2) 前号に規定する補助対象者（共有の場合は、共有者全員）は、市に納付すべき市税および国民健康保険税（以下「市税等」という。）で、納期が到来している市

税等を完納していなければならない。

5　補助金の交付額

補助金は、予算の範囲内において、耐震診断に要する経費の額に２分の１を乗じて得た額（１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その総額が５万円を超えるときは５万円とする。

6　補助の限度

補助金の交付は、補助対象住宅１棟に対し１回限りとする。

7　補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、青梅市木造住宅耐震診断補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断費用の見積書の写し

(2) 補助対象住宅であることが確認できる書類

(3) 補助対象住宅の所有者が確認できる書類

(4) 前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

8　補助金の交付決定

市長は、前項に規定する申請書が提出されたときは、遅滞なく申請書および関係書類の内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、青梅市木造住宅耐震診断補助金交付決定通知書（様式第２号）または青梅市木造住宅耐震診断補助金不交付決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

9　耐震診断の実施

(1) 耐震診断の契約は、前項に規定する補助金の交付決定後に締結しなければならない。

(2) 耐震診断は、第７項に規定する交付申請を行った日の属する年度の末日までに完了させなければならない。

10　補助金の交付請求等

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、耐震診断が完了したときは、速やかに青梅市木造住宅耐震診断完了届（様式第４号）および青梅市木造住宅耐震診断補助金交付請求書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。この場合において、青梅市木造住宅耐震診断完了届には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 耐震診断結果報告書の写し

(2) 耐震診断費用明細書または契約書の写し

(3) 耐震診断費用の領収書の写し

(4) 前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

11　補助金の交付

市長は、前項に規定する請求があったときは、遅滞なくその内容を審査し、青梅市木造住宅耐震診断補助金交付額確定通知書（様式第６号）により補助決定者に通知するとともに、補助金を補助決定者に交付するものとする。

12　交付決定の取消しまたは返還

市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付が決定されている補助金の全部または一部を取り消すことができる。なお、補助金の交付決定の全部または一部を取り消したときは、青梅市木造住宅耐震診断補助金交付決定取消通知書（様式第７号）により通知するものとする。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

13　補助金の返還

市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しにかかる補助金がすでに交付されているときは、その全部または一部について、期限を定めてその返還を命ずることができる。

14　その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和４１年規則第１６号）の定めるところによる。

15　実施期日

(1) この要綱は、平成２３年４月１日に実施する。ただし、平成２８年３月３１日限り、効力を失う。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続きに関しては、なお従前の例によるものとする。

青梅市木造住宅耐震改修補助金交付要綱

１　目的

この要綱は、木造住宅の耐震性の向上を図るために所有者が実施する耐震改修工事に要する経費の一部を補助することにより、地震時における住宅の安全性を高め、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

2　用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断　青梅市木造住宅耐震診断補助金交付要綱(平成２３年４月１日実施。以下「耐震診断補助要綱」という。）第２項第１号に規定する耐震診断をいう。

(2) 耐震改修　耐震診断の結果にもとづき地震に対する安全性の向上を目的として行う住宅の改修等であって、建築工事業の許可を受けた者が行うものをいう。

(3) 軸組工法　耐震診断補助要綱第２項第３号に規定する軸組工法をいう。

3　補助対象

補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 耐震診断補助要綱第３項に該当する住宅で、財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法または精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）による診断の評点が１．０未満の住宅で、改修後の評点が１．０以上となることを確認した住宅

(2) 耐震改修が建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）および建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）の規定に違反していないもの

4　補助対象者

(1) 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有し、前項の補助対象住宅を所有し自ら居住する個人とする。ただし、補助対象住宅の所有権が共有（以下「共有」という。）の場合は、共有者の全員によって合意された代表者とする。

(2) 前号に規定する補助対象者（共有の場合は、共有者全員とする。）は、市に納付すべき市税および国民健康保険税（以下「市税等」という。）で、納期が到来している市税等を完納していなければならない。

5　補助金の交付額

補助金は、予算の範囲内において、耐震改修に要する費用の額に２分の１を乗じて得た額（１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その総額が５０万円を超えるときは５０万円とする。

6　補助の限度

補助金の交付は、補助対象住宅１棟に対し、１回限りとする。

7　補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、青梅市木造住宅耐震改修補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて青梅市長（以下「市長」という。）に

提出しなければならない。

(1) 耐震改修計画書（行程表含む。）および見積書の写し

(2) 補助対象住宅であることが確認できる書類

(3) 補助対象住宅の所有者が確認できる書類

(4) 前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

8　補助金の交付決定

市長は、前項に規定する申請書が提出されたときは、遅滞なく申請書および関係書類の内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、青梅市木造住宅耐震改修補助金交付決定通知書（様式第２号）または青梅市木造住宅耐震改修補助金不交付決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

9　耐震改修の施工等

(1) 耐震改修の契約は、前項に規定する補助金の交付決定後に締結しなければならない。

(2) 耐震改修の施工に当たっては、建築基準法第２条第１項第１１号に規定する工事監理者に工事監理を行わせなければならない。ただし、耐震改修を行う施工業者に所属する者を除く。

(3) 耐震改修は、第７項に規定する交付申請を行った日の属する年度の末日までに完了させなければならない。

10　耐震改修の変更または中止

(1) 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、耐震改修の内容を変更するとき、または耐震改修を中止しようとするときは、青梅市木造住宅耐震改修補助金変更等申請書（様式第４号）を市長に提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(2) 市長は、前号に規定する申請があったときは、遅滞なくその内容を審査し、変更または中止を承認したときは、青梅市木造住宅耐震改修補助金変更等承認通知書（様式第５号）により、補助決定者に通知するものとする。

(3) 補助決定者は、耐震改修の内容を変更する場合、改修後の評点が１．０以上となることについて、診断機関等による確認を受けなければならない。

11　検査

(1) 市長は、必要があると認める場合は中間検査の工程を指定し、検査を実施することができる。

(2) 補助決定者は、前号に規定する検査に協力しなくてはならない。

(3) 市長は、前号に規定する検査を行った結果、耐震改修工事が適切に行われていないと認める場合には、耐震改修工事を適切に行うよう補助決定者、工事施工者

または工事監理者に指導するものとする。

12　完了報告

補助決定者は、耐震改修が完了したときは、青梅市木造住宅耐震改修完了報告書（様式第６号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 耐震改修費用明細書または契約書の写し

(2) 耐震改修費用の領収書の写し

(3) 建築確認申請を行った場合は検査済証の写し

(4) 工事施工結果報告書（工事施工前後の写真含む。）

(5) 工事監理報告書

(6) 前５号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

13　補助金の交付請求等

(1) 補助決定者は、前項の規定による報告後、速やかに青梅市木造住宅耐震改修補助金交付請求書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

(2) 市長は、前号に規定する請求があったときは、遅滞なくその内容を審査し、青梅市木造住宅耐震改修補助金交付額確定通知書（様式第８号）により補助決定者に通知するとともに、補助金を補助決定者に交付するものとする。

14　交付決定の取消しまたは返還

市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付が決定されている補助金の全部または一部を取り消すことができる。なお、補助金の交付決定の全部または一部を取り消したときは、青梅市木造住宅耐震改修補助金交付決定取消通知書（様式第９号）により通知するものとする。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 第１１項第３号に規定する指導に従わないとき。

(3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

15　補助金の返還

市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しにかかる補助金がすでに交付されているときは、その全部または一部について、期限を定めてその返還を命ずることができる。

16　安全性に関する指導

市長は、補助決定者に対して、補助対象住宅の地震に対する安全性の向上を図るための指導および助言をすることができる。

17　その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和４１年規則第１６号）の定めるところによる。

18　実施期日

(1) この要綱は、平成２３年４月１日に実施する。ただし、平成２８年３月３１日限り、効力を失う。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続きに関しては、なお従前の例によるものとする。

青梅市営住宅長寿命化計画策定委員会設置要綱

1　設置

市営住宅の適正な保全、管理および活用を図ることを目的とした青梅市営住宅長寿命化計画（以下「長寿命化計画」という。）の策定について必要な事項を検討するため、青梅市営住宅長寿命化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2　所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 長寿命化計画の策定にかかる検討および立案に関すること。

(2) 長寿命化計画の策定に関すること。

(3) その他長寿命化計画の策定に関し、必要な事項に関すること。

3　組織

(1) 委員会は、委員９人を以って組織し、それぞれ次の職にある者をもってこれに充てる。

ア　委員長　都市整備部長

イ　副委員長　住宅課長

ウ　委員　企画調整課長、企画部主幹、財政課長、契約管財課長、防災課長、福祉総務課長および建築営繕課長

(2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を臨時委員として委員会の会議に出席させることができる。

4　委員長、副委員長の職務および代理

(1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

5　会議

委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

6　部会

(1) 委員会は、必要に応じて、委員および委員以外の者を構成員とする部会を置くことができる。

(2) 部会の構成および運営に関しては、委員会が定める。

7　報告

委員会は、必要に応じて、委員会の検討経過および結果を青梅市長に報告する。

8　庶務

委員会の庶務は、住宅担当課において処理する。

9　その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

10　実施期日

この要綱は、平成２３年４月１２日から実施し、第７項の規定にもとづき検討結果を市長に報告した日の翌日をもって廃止する。

青梅市病院事業管理者の所管にかかる長期継続契約を締結することができる契約を定める規程に関する取扱運用基準

1　趣旨

この運用基準は、青梅市病院事業管理者の所管にかかる長期継続契約を締結することができる契約を定める規程（平成２３年病院管理規程第２号。以下「規程」という。）にかかる契約事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2　長期継続契約の対象範囲

(1) 長期継続契約（以下「長期契約」という。）を締結することができる契約の対象範囲は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３および地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１７の規定に該当する契約で、かつ、規程第２条の規定に該当するものとし、長期契約とする決定に当たっては、個々の契約案件ごとに事業内容を精査し、債務負担行為等の予算措置や買入れなどの他の調達方法も検討した上で管理課、経営企画課および担当課により協議し、判断するものとする。この場合において、規程第２条の規定に関する留意事項等は、次表のとおりとする。

該当条項	留意事項等
規程第２条 第１項	対象となる契約は、予定価格（契約期間の総額とする。以下同じ。）が２，０００万円未満の賃貸借契約（以下「リース契約」という。）の案件を対象とし、２，０００万円以上のリース契約の案件については債務負担行為による。 この場合において、リース契約とは、当病院のために事業者が新たに物品を購入し、長期にわたって物品を貸し付け、投資額を回収するものをいう。
規程第２条 第２項	対象となる契約は、金額の多寡にかかわらず、次のとおりとし、業務内容により決定するものとする。 ア　毎年４月１日において現に役務の提供を必要とするもので、繰り返し、切れ目なく履行が必要となる案件（開始初年度が年度途中の場合は、翌年度以降、毎年４月１日において現に役務の提供を受ける必要がある案件） イ　契約の相手方が当該業務に習熟していないと適切な病院運営に支障が生じ､患者および病院利用者に不利益を与えるおそれがある案件で、契約の相手方が当該役務の提供のために労働力、人材の確保、教育訓練期間等業務の習熟に一定の期間（１か月以上）を要する案件 ウ　契約の相手方が調達する当該役務の提供に必要な物品、設備等の初期投資額の回収に複数年度の期間が必要である案件 エ　ア、イ、ウのほか、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ安定的に当該役務の提供を受けることが困難となるおそれがある案件

(2) 長期契約の対象とならない契約は、次表のとおりとする。

長期契約の対象とならない契約	留意事項等
ア　現在、債務負担行為を設定している契約 イ　翌年度以降に、契約内容の変更が明らかに想定されるもの ウ　耐用年数を経過したもの（リース期間満了後の物品の再リース） エ　契約期間内の年額（リース契約の場合は月額・単価契約の場合は単価）が一定でないもの オ　各種システムの開発業務の契約 カ　各種システムの運用保守業務の契約 キ　特命随意契約している案件で、将来にわたり特命随意契約とせざるを得ないもの	【アについて】 ・パソコン等のリース契約は、新規契約から対象となる。 【イについて】 ・翌年度以降の予算案作成に当たって、事業内容または仕様書の見直しにより、当該契約にかかる予算の減額または削除が明らかに想定されるものについては対象とならない。

3　長期契約の契約期間

長期契約の契約期間については、事業継続の目途、競争性の確保、技術革新の状況、経済動向、更なる経費の削減を図ることなどや、より良質なサービスを提供する者と契約を締結することが重要であることから、定期的に契約の相手方を見直す

機会を確保するものとし、規程第３条に規定する長期契約の契約期間の範囲内で、個別契約ごとに適切な契約期間を設定するものとする。個別契約ごとの契約期間については、次表のとおりとする。

契約の種別	契約期間
規程第２条第１項に該当する契約	原則５年以内。ただし、５年を超える期間とすることが適当と認められる場合は、その期間とする。 ※リース開始前に物品の納入までに期間を要する場合は、５年を超える期間とすることを適当とする。
規程第２条第２項に該当する契約	原則３年以内。ただし、３年を超える期間とすることが適当と認められる場合は、その期間とする。

４　契約事務

長期契約にかかる契約事務は、単年度契約にかかる当該事務に準じ、適正に処理するものとする。留意事項等については、次表のとおりとする。

項目		留意事項等
契約書関係	契約期間	複数年度にわたる全期間を記載する。
	契約金額	全期間の総額を記載し、物品の賃貸借契約については月額、役務の提供を受ける契約は年額も契約書の中に記載する。
	違約金等	契約期間全体の総額を基準とする。
	予算の減額または削除があった場合の特約条項	長期契約は、当該契約にもとづく当病院の債務について翌年度以降の歳出予算が保証されないことから、この点を双方合意しておくために、次のとおり特約条項を記載するものとする。 ア　規程第２条第２号の役務の提供を受ける契約の場合 第〇条　甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約にかかる歳出予算の減額または削除があった場合は、この契約を変更または解除することができる。 イ　規程第２条第１号の物品の賃貸借契約の場合、上記アに第２項として次の条項を加えるものとする。 ２　前項の規定により甲がこの契約を解除し、乙に損失が生じた場合は、乙はその損失の補償を甲に対して請求できるものとする。この場合における補償額は、甲乙協議して定める。
	契約保証金	契約金額を１年間当たりの額に換算した額の１００分の１０以上の額
入札関係	予定価格	契約期間の総額を基準に設定する。
	入札書（見積書）	契約期間の総額での入札とする。
	入札保証金	見積もる契約金額を１年間当たりの額に換算した額の１００分の３以上の額
	その他	長期契約であることを指名通知書の件名欄に明記するとともに、契約書（案）についても提示する。

5　契約締結の請求

長期契約にかかる契約締結の請求の事務は、単年度契約にかかる当該事務に準じ、適正に処理するものとする。留意事項等については、次表のとおりとする。

項目	留意事項等
長期契約の請求	長期契約であることを明記し、当年度予算額および契約期間全体の金額を併記する。
決裁区分の適用	青梅市病院事業管理規程（平成１６年病院管理規程第２号）別表第１第２０項「製造、修繕、印刷その他の請負契約および物品の購入に関すること。」の決定区分と同様とし、金額については、契約期間全体の総額により各決裁区分を適用する。

6　実施期日

この基準は、平成２３年４月１日から実施し、同日以降に締結する契約について適用する。

青梅市上成木ふれあいセンターおよび北小曾木ふれあいセンターのあり方検討委員会設置要綱

1　設置

青梅市上成木ふれあいセンターおよび北小曾木ふれあいセンター（以下「ふれあいセンター」という。）の設置・運営等に関する今後のあり方について検討を行うため、青梅市上成木ふれあいセンターおよび北小曾木ふれあいセンターのあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2　所掌事項

委員会は、次に掲げる事項について検討および調整を行う。

(1) ふれあいセンターの設置・運営に関すること。

(2) ふれあいセンターの施設に関すること。

(3) 市民の意向調査に関すること。

(4) その他ふれあいセンターのあり方に関すること。

3　組織

(1) 委員会は、それぞれ次の職にある者をもって組織する。

ア　委員長　教育部長

イ　副委員長　企画部長、財務部長

ウ　委員　企画調整課長、庶務課長、契約管財課長、防災課長、市民活動推進課長、農林課長、建築営繕課長および社会教育課長

(2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を臨時委員として会議に出席させることができる。

4　委員長の職務および代理

(1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する副委員長がその職務を代理する。

5　会議

委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

6　報告

委員会は、ふれあいセンターに関する青梅市教育委員会の意向を踏まえ、総合的に検討および調整をし、その経過および結果を青梅市長に報告する。

7　庶務

委員会の庶務は、社会教育担当課において処理する。

8　その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

9　実施期日

この要綱は、平成２３年４月１日から実施する。